

## 第2回株式会社の不正使用防止のための公証人の活用に関する研究会 議事概要

日 時：平成30年2月9日（金）10：00～12：00

場 所：法務省民事局会議室

出席者

有識者

岩原座長，加藤委員，角田委員，内藤委員，辺見委員

法務省

小野瀬民事局長，金子官房審議官，野口総務課長，竹林参事官，竹下登記所適正配置対策室長，辻局付

オブザーバー

種村財務省大臣官房企画官，加納消費者庁参事官

参考人

大野公証人，高井公証人

公証人が，定款認証手続において，設立される株式会社について実質的支配者の申告を受け，それをデータベース化する方策について，前回に引き続き，討議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 【岩原座長】公証人が囑託人に，実質的支配者及び当該実質的支配者が反社会的勢力に該当しないことの申告を求め，申告があったときにはその旨を認証文中に記載するという方策についてどう考えるか。
- ・ 【辺見委員】現在，取引上行われている契約文言の中に，暴力団排除条項を入れることが行われている。暴力団排除条項は，通常の不動産取引等にも入っていて，一般市民の目にも触れている，今日ではある意味で馴染みの深い条項であると思っている。会社設立時に同様の内容の書面を用意して，常にこの申告をさせる，そして申告したことを認証文の中に記載するという方法は，仮に当事者の申告によるもので，書面上のものに過ぎないとしても一定の意味はあると思う。ゆくゆくは，記載が虚偽であることを知って宣告した場合には過料の制裁があるとされる，宣誓認証手続（公証人法58条ノ2，同60条ノ5）によることとすれば，制裁に裏打ちされた手続として，更に意味があるのではないか。ただ，これは立法が必要になってくる。
- ・ 【内藤委員】平成22年，23年頃に都道府県で暴力団排除条例の制定が進み，現在では全ての都道府県で制定されていると思う。私の地元の京都府の条例によると，基本的には都道府県の対応であるとか，都道府県民や事業者がどういった責務を負うかというところが定められているが，契約時における措置として，事業者は契約を締結するときには，事業者が暴力団員等を契約の相手方としないことを契約内容に含めることや，契約の際には，相手方から暴力団員に該当しない旨を書面で誓約させることなど，暴力団排除のために必要な措置を

講ずるよう求めるものとするというような条項が入っている。公証人は、公的な立場にある方として、条例の趣旨、精神を尊重していただくというのは、ある意味当然であると思うので、定款認証の嘱託などを受ける際に、相手方から暴力団員でないことの誓約を書面で提出してもらい、それを認証文言の中に付記するというようなことは、十分に採り得る措置ではないかと考える。

- ・ **【角田委員】** 本件に具体化した場合の条項として、どのようなものとなり、該当する場合の効果はどうなるのか。
- ・ **【辺見委員】** 具体的な条項としては、契約書等で使われている暴排条項の文言が参考になると思う。また、効果については、手続に従って考えれば、まず1段階として、申告を拒む場合がある。申告の趣旨がよく分からないし、そういう申告を求められるとは聞いていないとか、要するに言を左右にして申告しない場合、公証人法施行規則第13条に、「公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。」というような規定もあって、そのやり取りの中で、どうして申告できないのですかというような会話の中で、これは違法な行いをするための会社設立かもしれないといったときには、違法な法律行為をするための会社を設立させることはできないということで認証を拒む（公証人法第26条）ということもあり得ると思う。
- ・ **【加藤委員】** 反社会的勢力の人は銀行口座すら簡単に開設できないわけで、会社は簡単に設立できるというのはおかしいと思っているが、反社会的勢力ではないということを認証することの重みというのはどれくらいか。公証人は、十分に対応できるか。また、公証人に非常に大きな負担を掛けることになると思うが、実務としてどうか。
- ・ **【辺見委員】** 反社会的勢力の側だけでなく、いわゆるオレオレ詐欺などで使うために携帯電話を売買するとか、あるいは銀行口座を作るとかの際に、非常に簡単に、軽率に名義を貸してしまって、結果としてそういった犯罪に加担してしまう者がいる。そういう意味では、よく考えずに名前だけ貸して、小遣い稼ぎをするということもあるわけだが、会社の設立については、こういった暴排に関する申告をさせるということで、代表者として名前だけ貸してくれというような頼みに対して、これを簡単に引き受けてしまう事に対する1つのけん制というか抑止になり、不正な会社設立に加担することを防止するという意味でも、消費者問題的になるかもしれないが、有用なのかなというふうに思っている。
- ・ **【岩原座長】** とにかく公証人としては、設立される法人について、実質的支配者がいますかということをお聴かなければならないということか。
- ・ **【岩原座長】** 会社を設立したときに、実質的株主が誰かは後でもめて紛争になることがある。お金は出すけれども、名前は別の人を発起人にして会社を設立するとか、そういうケースは結構多いと思う。そういうときにも、こういった

認証文言があると、一定の意味を持つのか。会社の実質的支配者が誰であったのか、本当に誰が出資していたかということ、民事的に問題になったときにも、こういうことを聞いておくというのはいいということか。

- ・ 【辺見委員】ただ、これは本人の申告によるものなので、1つの端緒というか、間接証拠にはなろうかと思うが、そういう趣旨のものとして理解すべきだろうと思う。
- ・ 【岩原座長】民事的な問題に対してまで、意味を持つことを狙った制度ではないということか。
- ・ 【加藤委員】今回の方策は、公証人法第26条の法令の実質化ということかと思うが、その関係では、犯罪収益の移転に利用する目的で会社を設立することなどが法令に違反するという解釈だと思うが、根拠というのは、公序良俗違反であるという理解でよいか。
- ・ 【岩原座長】株式会社設立時の実質的支配者データベースの構築についてどう考えるか。
- ・ 【岩原座長】データベースについて、個人情報保護法との関係をどのように整理するのか。
- ・ 【加藤委員】個人情報保護法については、第三者提供との関係を、特に整理する必要がある。
- ・ 【岩原座長】収集する情報の質の向上させるための更なる方策についてどのように考えるか。
- ・ 【内藤委員】昨年12月に、特定商取引法の改正があり、業務停止命令を受けた事業者（会社等）の役員が、別の会社を設立して、同様の事業を興すというようなことを禁止する命令を主務大臣が出せるようになっている。会社の設立の際に、いろいろ事情を聴く中の1つに、そういうこととか、欠格条項に該当しないこと等についても、いろいろと聴取りをするということも考えられる。
- ・ 【岩原座長】公証人に申告した情報がどれだけ信頼性があるのかということは、制度に対する評価につながる。情報の質を向上させる方策は、本当に考えていく必要があると思う。
- ・ 【岩原座長】会社法第130条第1項の株式譲渡の対抗要件として株主名簿の記載、これに確定日付が要求されていない。債権を譲渡する場合は、民法第467条第2項で、確定日付のある証書によって通知等しないと、債権譲渡が第三者に対抗できない。債権については確定日付が必要なのに、株式の譲渡にはいらぬというのは、どこから来ているのか。
- ・ 【岩原座長】第三者に対してまで、それで効力を及ぼすというのは、本当にいいのか。債権譲渡等の対比で考えると、どうかという気もする。それはスペイン式に少し近づくことになるのかなと思う。単なる会社の私的な行為で、株主名簿を記載することで、どうして第三者対抗要件を満たすのかという疑問もないわけではない。

以上